

〈概要〉

国の基本指針では、次の4項目の設定はすべて「義務」とされている。

① 実施する事業の内容

以下(1)から(15)の15事業は必須。その他(16)以降は「任意事業」とする。

② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み(本市第4期計画では「現状の分析と今後の課題」と表記)

【考え方】

\*実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を記載

【量の見込み】

\*必須事業については、地域の障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者等のニーズを踏まえ、各項目末尾の◆を参考に見込量を記載する。

\*また、数値を定めない事業は実施の有無を記載する。

③ 各年度の見込量の確保のための方策

各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施などの効果的・効率的な事業の確保方策を定める

④ その他実施に必要な事項

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業内容	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
①心のバリアフリーイベント	実行委員会・企画部会・イベントの回数
②重症心身障害児者支援人材養成事業	講座実施回数
現状の分析 今後の課題	①当事者や支援関係者以外の一般市民の来場が少ない。 ②専門的な市民講座運営から障がい者目線での障がい者支援を行うための講座にシフトし実施している。 計画値を達成するためには、申請ニーズを確実に捉え、申請者の需要に即した企画運営が必要。
確保の方策	①一般市民参加拡大に向けた開催方法・内容等の見直し ②利用者目線による実践的支援能力の向上のため、中学校、看護専門学校、大学福祉関係学科等に出向きニーズに即した講座を計画的に実施していく必要がある。

◆実施の有無

(2) 自発的活動支援事業

事業内容	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
①点字講習会	講座実施回数
②アイボランティア入門講座	講座実施回数

現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイボランティア入門講座については平成 29 年度から静岡シチズンカレッジ「こ・こ・に」の専門課程講座とし、障がい福祉分野に限らず、広く市民に講座の周知を図った。</li> <li>・点字講習会、アイボランティア入門講座とも、ボランティアを養成し、視覚障がいを理解する人の裾野を広げる事業であるが、受講者の確保が安定しないため、周知内容の工夫や周知先の拡大を検討する必要がある。</li> <li>・受講者の安定的確保のためには、講座内容の充実を図るとともに、効率的な運営方法を検討する必要がある。</li> </ul>
確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいへの理解を広げ、受講者の安定的確保のためには、両講座充実させるとともに、効率的な運営方法を検討する必要がある。</li> <li>・事業周知のため、講座後の活動紹介などをチラシに掲載するなどの工夫を行い、チラシ配布先を新たに福祉系大学等教育機関などへ行くとともに、市HP、facebook への投稿等により受講者の確保を図る必要がある。</li> </ul>

◆実施の有無

(3) 障害者相談支援事業

事業内容	障がいのある人が障がいの種別にかかわらず、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報及び助言の提供、支援を行うとともに、相談支援に係る関係機関との連絡調整、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催し、障がいのある人の自立と地域生活を支援する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
①障害者相談支援事業等	実施箇所数・相談件数・療育支援実施回数・個別支援会議開催件数・基幹相談支援センター設置箇所数
②地域自立支援協議会	実施箇所数・開催回数
③基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数

現状の分析 今後の課題	<p>①・相談支援体制として、基幹相談支援センターを計画どおり設置し、委託相談支援事業所等との連携して事業実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容については、件数の増加とともに1件の相談が複雑化、長期化の傾向がみられるため、ケース管理の在り方等を見直とともに、情報共有・連携を一層推進していく必要がある。</li> <li>・次期計画期間中は、地域生活支援拠点の面的整備を図る中で、基幹相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割の明確化、計画相談支援事業所や通所・入所サービス提供事業所との連携体制を整備する必要がある。</li> </ul> <p>②・年2回を基本として、計画どおり運営している。障がい福祉計画への意見聴取については、会議開催回数を増加し対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題や事例検討について各区連絡調整会議で協議している。また、地域課題解決のため各部会を設置し、解決策の検討が行われている。</li> </ul> <p>③・3障がいに対応する基幹相談支援センターへ複雑な相談が集中するなど、中核的な役割の明確化と業務整理が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度に実施した基幹相談支援センターの事業評価においては、中核的な相談支援機関としての高い評価を得た反面、人員の増や狭隘な事務室への対応が求められている。</li> </ul>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・相談については内容が長期化、複雑化しないよう、ケース会議の在り方を見直すとともに、関係機関との早期の情報共有・連携を一層推進していく。</li> <li>・地域生活支援拠点を中心とした支援体制の構築をめざすとともに、介護事業所との連携や地域移行支援、「再犯の防止等の推進に関する法律」に対する障がい施策の対応等、障がい分野に限らないネットワークの構築について検討する必要がある。</li> <li>・次期計画期間中に、「我が事・丸ごと」の地域づくりについて、サービスのあり方や支援体制について調査研究が必要である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>②・自立支援協議会での課題に対する解決策の検討を引き続き実施する。</li> <li>・新たな課題への検討を行う部会の設置については、テーマの明確化、現状分析等を行った上で具体的な目標を持つとともに、運営主体（事務局）についても柔軟な対応を検討する必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>③・基幹相談支援センターの円滑な運營業務を安定的に行うため、役割の明確化や業務を整理する必要がある。</li> <li>・地域生活支援拠点の運営を検討する中で、基幹相談支援センターのあり方を検討する必要がある。</li> </ul>

- ◆障害者相談支援事業（見込個所数・基幹相談支援センターの設置の有無）
- ◆市町村相談機能強化事業（実施の有無）
- ◆住宅入居等支援事業（実施の有無）

#### （４）成年後見制度利用支援事業

事業内容	後見人等の報酬等の経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がいのある人に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成し、障がいのある人の権利擁護を図る。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
成年後見制度利用支援事業	市長申立て実利用者数
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見制度利用促進法」の施行により、制度を利用しやすい環境を総合的に整備する必要がある。</li> <li>・報酬助成は、現在は市長申立案件のみを対象としているが、次期計画期間中は、報酬助成の拡大に向けて関係課とともに検討する必要がある。</li> <li>・市民後見人養成研修の実施とともに市民後見人の支援体制について関係機関と協議していく必要がある。市長申立制度及び報酬助成についての検討が必要</li> </ul>
確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の啓発・周知は引き続き行う必要がある。</li> <li>・市長申立て、報酬助成は、制度の在り方について関係課とともに検討する必要がある。</li> <li>・「成年後見制度利用促進法」施行に伴い、地域連携ネットワークによる相談体制の構築、市民後見人養成講座の実施、市民後見人の活動支援体制の整備を関係機関とともに検討していく。</li> </ul>

- ◆実施見込利用者

#### （５）成年後見制度法人後見支援事業 <<新規>>

事業内容	法人後見を実施する団体に対する研修、安定した法人後見活動実施のための組織体制の構築、その他適正な活動のための支援を行う。
------	--------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
現状の分析 今後の課題	調整中
確保の方策	

- ◆実施の有無

(6) 意思疎通支援事業

事業内容	手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、又は手話通訳者を庁舎へ配置し、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図る。	
	指標	左の計画値
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	各派遣件数・派遣者数
	②手話通訳者設置事業	設置者数
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①・登録手話通訳者及び登録要約筆記者の派遣申請には確実に対応しており、聴覚障がいのある方の社会参加を促進している。</li> <li>・平成28年4月の「障害者差別解消法」施行以来、会議・説明会等における通訳者の配置についての認識は広がっており、次期計画期間中は、利用者への派遣にあわせ、同法の「合理的配慮」の認識の広まりに伴う主催者負担について、一層の周知を図る必要がある。</li> <li>②平成27年度より各区及び本庁課に専任手話通訳者を設置し、聴覚に障害のある方の体制の充実を図った。</li> </ul>	
確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 聴覚障害のある方の申請に対し、今後も確実に通訳者を派遣する。「障害者差別解消法」における合理的配慮の考え方を引き続き周知する必要がある。</li> <li>② 今後も3区及び障害者福祉課への配置を継続する。手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していく必要がある。</li> </ul>	

◆手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用見込件数）

◆手話通訳設置事業（実設置見込者数（本市は H27 設置済み4人））

(7) 日常生活用具給付等事業

事業内容	重度障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の日常生活用具を給付する。	
	指標	左の計画値
	①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具	各給付件数
現状の分析 今後の課題	アンケートでも身体障害者の利用率・利用希望は高い	
確保の方策	手帳交付説明会やケースワーク時に制度周知を図る。	

◆種類ごとの給付等見込件数

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業内容	聴覚障がいのある人との交流活動促進を支援するため、日常会話程度の技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を開催する。	
	指標	左の計画値
	手話奉仕員養成研修	研修実施回数・受講者数
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアを養成し、障がいを理解する人の裾野を広げる事業であるが、受講者の確保が安定せず、受講者数は計画を下回る。</li> <li>・事業の周知先の拡大とともに、講座内容の工夫、奉仕員の活動紹介等により、受講者の増加を図る必要がある。</li> </ul>	
確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座修了者は手話奉仕員や手話通訳者として活動していただくことが期待されるため、意思疎通支援者のすそ野を広げる観点から、養成講座を継続して実施する。奉仕員の活動紹介等も含めた広報等、受講者を確保できるよう周知する。</li> <li>・講座修了者には、手話通訳者養成研修の受講を促す。</li> </ul>	

◆実養成講習修了見込者数（登録見込者数）

(9) 移動支援事業

事業内容	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を実施する。	
	指標	左の計画値
移動支援事業		実利用者数 1箇月当たりの提供時間数
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期計画期間中は、特に知的障がいのある人へのヘルパー不足対応として「移動支援従事者養成研修」を実施、特別に理由のある事例の通学時の利用については「通学における個別支援会議」を設置した。</li> <li>適正な利用方法についても一層の周知が必要。</li> </ul>	
確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズや介護保険との連携等地域の実情を勘案し、本市としての新たな展開を検討していく必要がある。</li> <li>引続き知的障がい者の移動支援に従事するヘルパーを養成するための研修を実施していく。</li> </ul>	

◆実利用見込者数、延べ利用見込時間数

(10) 地域活動支援センター

事業内容	障がいのある人に対して、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための訓練等を行う。	
	指標	左の計画値
①基礎的事業		実施箇所数・実利用者数
②機能強化事業		実施箇所数
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度末に1センターが就労継続支援B型に移行し、補助対象は2施設となった。</li> <li>地域生活支援センター障がいのある人の日中活動の場として社会生活を支援するための創作活動や地域交流等を行う施設として意義があることから、民間施設補助について検討していく必要がある。</li> <li>精神障がいのある人の実利用者も減少傾向にある。関係機関及び団体と連携し、普及啓発策などを検討する必要がある。</li> </ul>	
確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ②とも地域活動支援センター民間施設補助のあり方について検討する必要がある。</li> <li>①事業所と協議し、活動の振り返りを行うと共に必要に応じて活動の見直しなどを行う。</li> <li>②精神関係の事業所に対して特に機能強化に関わる事業を行い、適切に実施していく。</li> </ul>	

◆実施見込箇所数、実利用見込者数

(11) 発達障害者支援センター運営事業

事業内容	自閉症などの発達障がいのある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行い、関係機関との連携を図る。	
	指標	左の計画値
①施設設置		設置箇所数
②相談件数		相談支援・発達支援・就労支援
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は平成28年度末に「発達支援のための基本指針」を策定したため、センターとして福祉、保健、医療、教育、就労等関係機関の連携によるライフステージに応じた切れ目ない支援を目指すための体制整備を図る必要がある。</li> <li>早期発見・早期支援のための人材育成のための研修会等を引続き充実させ、実施していく必要がある。</li> <li>成人期相談件数の伸びが顕著であるため、相談に対応するための体制強化が必要である。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き、障がいへの理解を深めるための周知・啓発活動を実施していく必要がある。</li> <li>・「静岡市発達障害者支援地域協議会」での審議を踏まえ、センターを運営していく必要がある。</li> </ul>
確保の方策	① 設置済み
	① 相談員の技術力の向上及び人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害のある人に対する総合的な支援を行う拠点として、子どもから成人までライフステージにあわせて、関係機関との連携を強化する必要がある。</li> <li>・相談件数への増加に対しては、相談の質を維持するための対策が必要である。また、子ども向けの相談支援ファイル「すくすくファイル」のほか、成人向けの「サポートファイル」の活用を促進する必要がある。</li> </ul>

◆実施見込箇所数、実利用見込者数

### (12) 障害児等療育支援事業 <<新規>>

事業内容	在宅で生活する障がいのある児者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導や相談等を受けられるよう療育機能の充実を図る。
------	------------------------------------------------------------------

指標		左の計画値
現状の分析 今後の課題	調整中	
確保の方策		

◆実見込箇所数

### (13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修

事業内容	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進及びコミュニケーションを支援するため、養成講座を開催する。
------	--------------------------------------------------

指標		左の計画値
要約筆記者養成研修事業		研修実施回数・受講者数
現状の分析 今後の課題	受講者数には波があるため、周知方法を見直すことにより、安定した受講者数にしていく。	
確保の方策	要約筆記者の活動紹介等も含めた広報により、受講者を確保できるよう周知に努める。	

◆手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（実養成講習終了見込者数）

◆盲ろう者向け通訳・介助員養成研修（同上）

### (14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 <<新規>>

事業内容	広域又は複数市町の住民が参加する会議や講演会等への手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣及び盲ろう者の自立と社会参加を図るためコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行う。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

指標		左の計画値
① 広域・複数市町の会議等への通訳者派遣	派遣回数	
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣	派遣回数	
現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者向けの通訳者、手話通訳者の養成、通訳兼介助者の派遣事業及び要約筆記者の養成について、静岡県、浜松市と三者で共同実施中。</li> <li>・次期計画期間中も、ニーズへの対応が可能となるよう三者で情報共有しながら実施する必要がある。</li> <li>・安定的な受講者数を確保するためには、事業周知先の拡大のほか、奉仕員活動の内容を盛り込む等の工夫をする必要がある。</li> </ul>	

確保の方策	<p>(専門性の高い意思疎通事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同実施事業であるため、静岡県、浜松市との情報共有、連携を図り確実に実施していく。</li> </ul> <p>(要約筆記者養成研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例年のチラシ配布先のほか、福祉系大学等教育機関などへの周知、市HP、facebook投稿等を行うほか、募集期間を長く設定するほか、奉仕員活動を紹介するなどの工夫により受講者の確保を図る必要がある。</li> </ul>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用見込件数）

◆盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（同上）

### (15) 広域的な支援事業

事業内容	精神障がいのある人の地域移行・生活支援の一環として、ひきこもり等の精神障がいのある人等を医療につなげるためのアウトリーチやその広域的な調整、円滑な実施のための体制整備、人材育成などを行う。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
①精神障害者地域生活支援 広域調整等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域生活支援広域調整会議等事業（開催見込数）</li> <li>◆地域移行・地域生活支援事業（ピアサポート従事者見込者数）</li> <li>◆災害派遣精神医療チーム体制整備事業（運営委員会開催見込数）</li> </ul>
②発達障害者支援地域協議 会による体制整備事業	◆開催見込数
現状の分析 今後の課題	①地域移行専門支援部会(年2回)及びワーキンググループ(月1回)を実施しており、ピアサポーターへの期待が高まっている。
確保の方策	①研修を実施するなど環境や体制を整える必要がある。

### (16) -1 任意事業 日常生活支援

事業内容	<p>①福祉ホームの運営 住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がいのある人の自立支援、地域生活支援を推進する。</p> <p>②訪問入浴サービス 在宅で生活する身体障がいのある人で、単独での入浴が困難な方の家庭を訪問し、入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。</p> <p>③生活訓練等 障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等の本人活動支援などを行う。</p> <p>④日中一時支援 障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び一時的な休息を図るための支援を行います。</p> <p>⑤発達障害者支援体制整備 発達障がい者支援体制の実態を把握し、発達障がいのある人の支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいについての理解啓発を図る。</p> <p>⑥精神退院支援体制確保 精神科病院に入院している医療保護入院者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に専任職員を配置する。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
①福祉ホームの運営	実施箇所数・実利用者数
②訪問入浴サービス	実利用者数
③生活訓練等（手話講習会・生涯学習会）	講座数・受講者数
④日中一時支援	実施箇所数・延利用者数
⑤発達障害者支援体制整備	巡回支援回数・ペアレントメンター認定数
⑥精神退院支援体制確保	実施箇所数
現状の分析 今後の課題	① 3施設中2施設が定員に達していない。空室について緊急時の一時保護場所など、有効活用について施設側と協議を行う必要がある。
	②・平成 29 年度に年 52 回までの利用回数を平成 29 年度から 96 回に見直すとともに、サービス提供業者を4事業者の中からの選択を可能とした。 ・次期計画期間中も安定したサービス提供を実施していく必要がある。
	③・講座内容は誰にでもやさしく学べる内容に変更したが、対象者が限定的であるためか、安定的な受講者数の確保が難しい。 ・「障害者のための生涯学習会」は、虐待防止講演会と合同開催することで、計画値の2倍近い参加者を得られた。 ・次期計画期間中も市民や時代が求めるテーマや開催方法を工夫した企画や運営をする必要がある。
	④次期計画期間中も実施可能事業所が適正に制度を運用するよう周知を図る必要がある。
	⑤・ペアレントメンターは計画的に研修を行い、計画値を大きく上回り 45 人を養成。講座や親子教室等での活用を図っている。 ・早期発見・早期支援のため、こども園、小・中学校、事業所等に巡回指導を確実に実施している。 ・支援をつなげる相談支援ファイル「すくすくファイル」の活用を保健福祉センターや小学校等に促している。 ・次期計画期間中も、人材育成、早期支援、家族サポート事業の継続と拡充を関係機関との連携により図る必要がある。
	⑥複雑かつ困難な課題への対応が求められるため、本人を入院中から退院後の生活に関わる支援者を支援する体制づくり、関係機関による協議の場・連携が必要。
確保の方策	① <b>検討中</b>
	②サービス向上に向け複数事業者を選択できる制度へ見直したことにより、サービスの安定供給のため、事業者や各区とともに運用体制を確立する必要がある。
	③<<耳が聞こえにくい人のための手話講習会>> 中途失聴者・難聴者が手に取りやすい場所へチラシを配付するほか、募集期間長くするほか、講座内容を明確にすることで、周知を図る。 また、対象者やテーマ、キャッチフレーズを工夫する必要がある。 <<障害者のための生涯学習会>> 多くの人に興味を持つようなテーマ設定を行うため、参加者にアンケートを実施し、ニーズを把握する。
	④利用者や事業所等が共通の認識を持って事業を利用できるよう、引続き「日中一時事業のしおり」を各事業者に配布することで周知を図る。
	⑤・こども園、事業所等発達が気になる子を支援している先を訪問し、早期の支援に努める。 ・保護者の不安解消を図るために相談に応じるペアレントメンターの養成と活用に努める。 ・「すくすくファイル」の活用促進ほか、成人向けの「サポートファイル」の活用促進を図る必要がある。 ・「静岡市発達障害者支援地域協議会」での審議を踏まえ、乳幼児期のほか、成人記の支援体制を整備、充実していく必要がある。
⑥地域移行支援部会及びワーキンググループにおいて対象者の退院に向けた意欲の喚起と医療・福祉分野における支援者の連携促進を図る。	



(16) -2 任意事業 社会参加支援

事業内容	①スポーツ教室・大会・交流強化 スポーツを通じて社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促進することにより、障がいのある人の自立した社会生活を支援する。
	②点字広報・声の広報 文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙を発行し、障がいのある人が地域で生活する上で必要な情報を提供する。
	③運転免許取得・改造助成 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成する。

指標		左の計画値
①スポーツ教室・大会・交流強化		実施回数・参加者数
②点字広報・声の広報		発行種類・発行回数
③運転免許取得・改造助成		助成件数
現状の分析 今後の課題	①	パラリンピックの影響もあり認知度は向上しつつある
	②	カセットテープ方式継続の要望があり苦慮する
	③	年度等により需要には波がある
確保の方策	①	参加呼掛けの強化
	②	業者側の作成中止について理解をいただくよう努める
	③	手帳交付説明会時の説明強化、自動車学校での広報

(16) -3 任意事業 権利擁護支援事業

事業内容	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指標		左の計画値
虐待防止対策支援		虐待防止センター数・制度周知のための研修会開催回数
現状の分析 今後の課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止センターは24時間365日対応のセンターも含め順調に機能しており、適切な早期対応を実施している。</li> <li>平成24年の法施行以降、平成25年度をピークに通報件数及び虐待案件は減少傾向にある。</li> <li>虐待の終結率は減少傾向にあり、長期継続案件は増加傾向が見られる。</li> <li>法制度周知のための研修会等は順調に開催。平成28年度は「障害者のための生涯学習会」と合同開催し、計画の2倍近い参加者を得られた。</li> <li>次期計画期間中も、早期対応、市民周知に向けた活動が求められる。</li> </ul>
	確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待案件の終結方法や長期化している事例について課題を抽出し、対応を引き続き検討する必要がある。</li> <li>成年後見制度への理解を広げるため、テーマ設定等を工夫し引き続き周知を図る必要がある。</li> </ul>

(16) -4 任意事業 就業・就労支援

事業内容	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がいのある人で、事業を営み、又は事業所に雇用されることが困難な方に対し、必要な技術指導を提供し、視覚障がいのある人の自立した就労生活を推進する。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指標	左の計画値
盲人ホームの運営	実施箇所数・実利用者数

現状の分析 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援について、盲人ホームに限らず、多面的な方法を検討する必要がある。</li> <li>通所型、居住型の利用者の定員を設けているが、現在は通所型の利用者しかいない。</li> </ul>
確保の方策	視覚障がいのある方の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームのあり方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行う必要がある。

(16) -5 任意事業 障害支援区分認定事務

事業内容	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」の認定に係る審査判定を行う。
指標	左の計画値
障害支援区分認定事務	審査会回数・対象者数
現状の分析 今後の課題	一部医師の交代はあったが順調に審査している
確保の方策	制度周知、調査員・審査会委員の制度理解の向上

VI その他の基本指針における見直し

必ずしも成果目標実現のための活動指標ではないが、取組の一つとして、計画中への記載を検討したい。

区分	内容
障害者虐待の防止、 養護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し高い意識による支援と早期発見を求める</li> <li>◆サービス事業所・通所支援事業所等の設置者・管理者に対し虐待防止研修受講の徹底と虐待防止委員会の設置を指導助言</li> <li>◆相談支援事業者に対し、訪問相談時の早期発見を周知</li> <li>◆一時保護のための居室の確保のために地域生活支援拠点を活用</li> <li>◆指定障害児入所支援についても職員研修を実施</li> </ul>
障害を理由とする 差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆対象が手帳所持者に限定されないことの周知</li> <li>◆差別解消を妨げる要因解消に向けた啓発</li> </ul>
難病患者への一層の 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆難病医療費支給認定窓口や相談支援センターで、それぞれの業務を通じて情報提供と障害福祉サービス利用案内を実施</li> <li>◆相談支援専門員の研修に際しては、難病患者や重症心身障害児、医療的ケア児等の障害特性についても説明</li> </ul>
意思決定支援、成年 後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談支援専門員・サビ管の研修時には、意思決定支援ガイドラインを活用</li> <li>◆市の施策は、29年度以降作成努力義務の対象となる成年後見制度利用促進基本計画との整合性に注意</li> </ul>

## Ⅶ 第5期障がい福祉計画等の策定に際して従前と変更する点（検討中）

### 1 計画の一本化

- (1) これまで、計画期間を同一としながらも、「① 障がい者計画」（理念計画的性格）と「② 障がい福祉計画」（実施計画的性格）を別々の計画として策定してきたが、両者を一体のものとして策定したい。
- (2) これにより、施策全体における各事業の位置づけを明確にできることから、本市の障がい者福祉の施策を体系的に理解してもらえるものと期待できる。
- (3) 今期障がい福祉計画から、「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定することとされていることから、併せて一本化することを想定。

### 2 一本化した場合の体系

- (1) 理念計画である「障がい者計画」の一部として、実施計画である「障がい福祉計画」を記載する。
- (2) この際、障がい者計画の体系に即して、障がい福祉計画の該当する項目をそれぞれの小分野・重点目標等の下に設定する。

